

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申個第2号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年4月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「(H○. ○月○日、H○. ○月○日) 私が参加した○○○協議会（専門委員会及び協議会業者から報告された資料）環境首都課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年5月7日、実施機関は、本件請求に対して、「個人として参加していないため、同協議会に関する報告書等には、徳島県個人情報保護条例において定義する個人情報は記載されていない。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年5月11日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月1日、実施機関は、旧条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

本来あるべき書類（私が協議員である）ため、個人情報条例に基づく請求者である。

第4 実施機関の説明要旨

○○○協議会は、事務局を○○○が務め、公募による個人及び団体若しくは法人で対象地域において自然再生事業を主体的に実施する者、専門的知識や経験を有する者、関係行政機関、の三者で構成する団体である。

審査請求人は、自身が協議員であるため旧条例に基づく請求者であることを主張しているが、協議会には〇〇〇として参加しており、個人で参加しているわけではなく、同協議会の委員名簿でも明らかである。

法人の代表者である審査請求人が、職務として同協議会に参加し、発言しているものであることから、同協議会に関する報告書等には、旧条例第13条第1項に基づく開示請求の対象となる個人情報に該当する情報は記載されていないものと判断した。

以上により、旧条例第20条第3項の規定に基づき本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、審査請求人は個人として参加していないため、同協議会に関する報告書等には、旧条例において定義する個人情報は記載されていないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述内容によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が平成〇年〇月〇日及び〇日に参加した〇〇〇協議会及び専門委員会において、報告説明を担当した業者が利用した資料の中の審査請求人を本人とする保有個人情報であると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の該当性について

実施機関の弁明書によると、〇〇〇協議会は、事務局を〇〇〇が務め、公募による個人及び団体若しくは法人で対象地域において自然再生事業を主体的に実施する者、専門的知識や経験を有する者、関係行政機関、の三者で構成する団体であって、審査請求人は、〇〇〇として参加していたとのことである。

そのため実施機関は平成〇年〇月〇日及び〇日に開催された〇〇〇協議会及び専門委員会に関する報告書等に審査請求人に関係する記述があったとしても、それは、〇〇〇の「〇〇〇の氏名」及び「職務としての発言内容」であって、旧条例第13条第1項に基づく開示請求の対象となる個人情報には当たらないと判断したとのことである。

(3) 旧条例第13条第1項に基づく開示請求の対象となる個人情報について

旧条例第13条第1項に基づく開示請求の対象となるのは、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報である。保有個人情報とは、旧条例第2条第5号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」と定められている。

また、法人等の役員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に個人に関する情報としての側面も有することから、一律に「個人情報」から排除すべきでないことは言うまでもない。法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為等と同視し得る部分の情報については、専ら法人等に関する情報として取り扱うべきであるが、法人等の役員であっても職務以外の個人にかかわる情報は、

原則的に「個人情報」として取り扱うべきものである。

この点、審査請求人は、〇〇〇協議会及び同協議会の専門委員会に法人代表者として職務上参加しているのであるから、仮に、参加者名簿等に記載されるにしても、それは法人代表者としてであり、会議での発言や自然再生事業への取組内容が記載されるにしても、それは法人としての意見や法人の取組内容としてであると考えられる。

以上により、審査請求人が〇〇〇協議会に個人として参加していないため、同協議会に関する報告書等には、審査請求人の旧条例において定義する個人情報は記載されていないとする実施機関の判断に特に不合理な点はなく、実施機関がそのことを理由に行った本件決定は妥当であると判断する。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月 1日	諮問
同 年3月24日	審議 (徳島県個人情報保護審査会 第150回審査会)
同 年6月 9日	審議 (徳島県情報公開・個人情報保護審査会 第3部会第1回審査会)

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	徳島県個人情報保護審査会 令和5年3月24日まで
遠 藤 理 恵 子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学大学院人間生活学研究科教授	
竹 原 大 輔	弁護士	
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	